

原子力規制委員会 原子力規制庁  
緊急事案対策室長 殿

日本原子力発電株式会社  
常務執行役員 発電管理室長  
石坂 謙

「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」の施行に伴う運用について（報告）

標記については、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」の一部改正（以下「改正通報規則」という。）が平成29年10月30日より施行されますが、原子力事業者防災業務計画修正（以下「業務計画」という。）に係る関係自治体等との修正協議中につき、法令遵守の観点から、下記の通り改正された緊急時活動レベル（以下「EAL」という。）の判断基準に基づく運用を開始いたしますのでご連絡申し上げます。

記

1. 改正通報規則による通報実施の運用開始時期  
平成29年10月30日（月）午前0時
2. 対象となる原子力発電所  
東海第二発電所および敦賀発電所
3. 改正通報規則施行日から業務計画届出までの間の運用方法  
原子力災害対策指針に定める警戒事象及び改正通報規則に定める特定事象について、添付のEALを用いた通報・連絡を実施する。  
なお、通報・連絡様式の見直しなどEALに関連しない修正協議中の事項については、業務計画の届出日から運用を開始することとする。
4. 業務計画修正に係る対応状況
  - (1) 関係自治体等との修正協議状況  
東海第二発電所については、平成29年9月15日より、所在県知事および所在村長と修正協議を開始し、協議中である。また、敦賀発電所については、平成29年8月31日より、所在県知事、所在市長および関係周辺県知事と修正協議を開始し、協議中である。
  - (2) 修正届出対応  
関係自治体等との修正協議が完了し、修正届出に係る手続きが完了次第、すみやかに届出書を提出する。

以上

<添付資料>

- 添付1：東海第二発電所 原子力事業者防災業務計画別冊  
(H29.10.30(月) 暫定運用開始 EAL 抜粋版)
- 添付2：敦賀発電所 原子力事業者防災業務計画別冊  
(H29.10.30(月) 暫定運用開始 EAL 抜粋版)

敦賀発電所  
原子力事業者防災業務計画別冊

H29.10.30（月）暫定運用開始

E A L 抜粋版

平成 2 9 年 1 0 月

日本原子力発電株式会社

# 目 次

別表 3-1-1	原子力災害対策指針に基づく警戒事象	1
別表 3-1-2	原災法第 10 条第 1 項に基づく特定事象	5
別表 3-1-3	安全上重要な構築物、系統又は機器一覧	13
別表 3-6	原災法第 15 条第 1 項に関する緊急事態事象	14
参考 1	原子力災害対策特別措置法及び原子力災害対策指針に基づく標準 EALマトリックス表 (BWR・PWR)	20

## <補足>

平成 29 年 8 月 1 日に「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」の一部改正（以下、「改正通報規則」という。）が公布され、同年 10 月 30 日（月）0 時より施行されます。

改正通報規則を反映した原子力事業者防災業務計画修正（以下、「業務計画」という。）については、自治体との修正協議を 8 月 31 日に開始し、内閣総理大臣及び原子力規制委員会へ業務計画修正届出を 11 月 10 日（修正する日）に行う予定ですが、法令遵守の観点から、10 月 30 日から業務計画を届出するまでの間は、本紙に定める警戒事態該当事象等の連絡・通報を実施します。

以 上

## 原子力災害対策指針に基づく警戒事象

敦賀発電所1号機

(BWR 1/1)

EAL区分	EAL番号	EAL事象	説明
冷やす	A L 3 1	<p>&lt;使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ(旧基準炉)&gt;            &gt;            使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。</p>	<p>・「水位を維持できないこと」とは、使用済燃料貯蔵池の水の漏えい又は蒸発が継続し、使用済燃料貯蔵池水位がEL+30.5184m以上に復帰しない場合をいう。</p> <p>・「水位を一定時間以上測定できないこと」とは、直接又は間接的な手段により液面の位置が確認できない状態が24時間以上継続した場合をいう。</p> <p>・使用済燃料貯蔵池の水位の維持・回復の手段は、可搬型を含む全ての設備が考慮される。</p>
その他	二	<p>&lt;地震発生(震度6弱以上)&gt;            当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生したとき</p>	<p>・「当該原子力事業所所在市町村」とは、敦賀市をいう。  <b>【原子力事業者からの連絡は不要】</b></p>
	二	<p>&lt;大津波警報発表&gt;            当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表されたとき</p>	<p>・「当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区」とは、福井県沿岸をいう。  <b>【原子力事業者からの連絡は不要】</b></p>
	二	<p>&lt;オンサイト総括が警戒を必要と認める重要な故障等発生&gt;            オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生したとき</p>	<p>・原子力施設の重要な故障等について、オンサイト総括が警戒を必要と判断し、原子力事業者及び関係地方公共団体に対して、警戒本部を設置した旨の連絡があったとき</p>
	二	<p>&lt;原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合&gt;            その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断したとき</p>	<p>・原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等、原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断し、原子力事業者及び関係地方公共団体に対して、警戒本部を設置した旨の連絡があったとき</p>

## 原子力災害対策指針に基づく警戒事象

敦賀発電所2号機

(PWR 1 / 3)

EAL区分	EAL番号	EAL事象	説明
止める	AL11 ※1	<原子炉停止機能の異常のおそれ> 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「原子炉の運転中」とは、運転モード1及び2をいう。</li> <li>「原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され」とは、原子炉トリップパーシャル作動警報が発信した場合をいう。ただし、当該警報の発信が、試験、保守作業等計画的なものであることが明らかな場合を除く。</li> <li>「一定時間継続された場合」とは、1時間をいう。</li> <li>「発信された原因を特定できない」とは、その時点で原子炉がトリップしておらず、かつ、原子炉がトリップすべき状況になっているかどうかを特定できない状況をいう。</li> </ul>
	AL21 ※1	<原子炉冷却材の漏えい> 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「原子炉の運転中」とは、運転モード1、2、3及び4をいう。</li> <li>「保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えい」とは、保安規定第246条(1次冷却材漏えい率)の運転上の制限において、原子炉格納容器サンプ水位計又は凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち、原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことが確認されていない漏えい率(0.23m<sup>3</sup>/h)を超える漏えいが認められた場合をいう。</li> <li>「定められた時間内に定められた措置を実施できないこと」とは、保安規定第246条(1次冷却材漏えい率)の運転上の制限を逸脱した際に要求される措置を完了時間内に実施できないときであって以下の場合をいう。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 12時間以内にモード3にできないとき</li> <li>又は</li> <li>② 56時間以内にモード5にできないとき</li> </ul> </li> </ul>
冷やす	AL24 ※1	<蒸気発生器給水機能喪失のおそれ> 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「原子炉の運転中」とは、運転モード1、2、3及び4(蒸気発生器が除熱のために使用されている場合)をいう。</li> <li>「全ての主給水が停止した場合」とは、全ての主給水ポンプ(蒸気発生器水張りポンプを含む)による給水が停止した場合をいう。</li> <li>「電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失する」とは、運転を必要とする電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能に支障が生じ、補助給水ラインの給水流量の合計が100m<sup>3</sup>/h未満となった場合をいう。</li> </ul>
	AL25 ※1	<全交流電源喪失のおそれ> 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての運転モード及び運転モード外において適用する。</li> <li>「全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみ」とは、使用可能な所内非常用高圧母線が1系統となった場合において、当該母線への供給電源が非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器、予備変圧器、<u>後備変圧器、空冷式非常用発電機及び電源融通設備</u>のどれか1つになった場合をいう。</li> <li>「外部電源」とは、電力系統及び主発電機(当該原子炉の主発電機を除く)からの電力を非常用高圧母線へ供給する設備をいう。</li> <li>「外部電源喪失が3時間以上継続すること」とは、当該原子力発電所の全てのユニットにおいて外部電源喪失が発生した場合に適用する。</li> </ul>

## 原子力災害対策指針に基づく警戒事象

敦賀発電所2号機

(PWR 2 / 3)

EAL区分	EAL番号	EAL事象	説明
冷やす	AL29 ※1	<停止中の原子炉冷却機能の一部喪失> 原子炉の停止中に <u>当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「原子炉の停止中」とは、<u>1次冷却材系統の水位を一時的にループ配管の中心付近まで下げた状態（ミッドループ運転状態）をいう。</u></li> <li>「<u>当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失</u>」とは、1つの余熱除去ポンプが動作不能となり、かつ、1次冷却材配管の水位が低下し、余熱除去配管の吸込口上端となった場合をいう。</li> </ul>
	AL30 ※1	<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ> 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下」とは、使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸発が確認され、水位がEL+6.78m以上<u>に復帰しない場合をいう。</u></li> <li>「<u>使用済燃料ピットの水位の維持・回復の手段は、可搬型を含む全ての設備が考慮される。</u>」</li> </ul>
	AL31 ※2	<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ（旧基準炉）> <u>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「<u>水位を維持できない</u>」とは、使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸発が継続し、<u>使用済燃料ピット水位がEL+6.78m以上に復帰しない場合をいう。</u></li> <li>「<u>水位を一定時間以上測定できない</u>」とは、直接的又は間接的な手段によって使用済燃料ピットの液面の位置が3時間以上継続して確認できない場合をいう。</li> <li>「<u>使用済燃料ピットの水位の維持・回復の手段は、可搬型を含む全ての設備が考慮される。</u>」</li> </ul>
閉じ込める	AL42 ※1	<単一障壁の喪失又は喪失の可能性> 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>運転モード1、2及び3において適用する。</li> <li>「燃料被覆管障壁が喪失するおそれ」とは、炉心出口温度の最高値が350℃以上となった状態をいう。</li> <li>「燃料被覆管障壁が喪失」とは、炉心出口温度が650℃以上となっている場合をいう。</li> <li>「原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ」とは、抽出隔離が動作した状態で、充てんポンプまたは充てん/高圧注入ポンプ1台分の充てん流量（45m<sup>3</sup>/h）を超過した場合をいう。 ただし、2次系破断又は制御系故障等に伴う一時的な冷却収縮による場合は除く。</li> <li>「原子炉冷却系障壁が喪失」とは、加圧器圧力が非常用炉心冷却装置の作動を必要とする設定圧力以下となった場合をいう。</li> </ul>
その他脅威	AL51 ※1	<原子炉制御室他の機能喪失のおそれ> 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての運転モード及び運転モード外において適用する。</li> <li>「原子炉制御室その他の箇所」とは、中央制御室及び中央制御室外原子炉停止盤が設置された箇所をいう。</li> <li>「運転や制御に影響を及ぼす」とは、放射線量や室温の上昇等により、運転員が中央制御室の操作盤及び中央制御室外原子炉停止盤での操作が容易にできなくなるおそれがある状況をいう。ただし作業等のため一時的に中央制御室の環境が悪化した場合を除く。</li> </ul>

## 原子力災害対策指針に基づく警戒事象

敦賀発電所2号機

(PWR 3 / 3)

EAL区分	EAL番号	EAL事象	説明
その他脅威	AL52 ※1	<所内外通信連絡機能の一部喪失> 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての運転モード及び運転モード外において適用する。</li> <li>「原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失する」とは、原子炉で異常な過渡変化等が発生した場合、その情報を社内連絡又は社外通報を行おうとする段階で、「原子力事業所内の通信手段」又は「原子力事業所内から所外への通信手段」のいずれかにおいて、複数ある通信手段のうち、使用可能な通信手段が1つのみとなっていることが確認された場合をいう。</li> </ul>
	AL53 ※1	<重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ> 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等(※3)の機能の一部が喪失するおそれがあること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての運転モード及び運転モード外において適用する。</li> <li>「重要区域」「安全機器等(※3)」とは、別表3-6における緊急事態事象(GE)に記載されている系統又は機器及びその設置区域であって、機能別重要度分類のPS-1、MS-1に該当する系統又は機器のうち、運転モードに応じて要求される系統又は機器をいう。</li> <li>「火災」とは、発電所敷地内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質(難燃性を含む)が燃焼し、この状態を解消するために消火器、消火設備等を使用することが必要なものをいう。</li> <li>「溢水」とは、発電所内に施設される機器の破損による漏水又は消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された流体をいう。(滞留水、流水、蒸気を含む)</li> <li>「安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがある」とは、火災又は溢水により、安全上重要な構築物、系統又は機器の機能に支障が生じ、同一の機能を有する系統のうち使用できる系統が1系統のみとなり、更に残りの1系統が喪失するおそれがある場合をいう。</li> </ul>
その他	二	<地震発生(震度6弱以上)> 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>「当該原子力事業所所在市町村」とは、敦賀市をいう。</li> <li>【原子力事業者からの連絡は不要】</li> </ul>
	二	<大津波警報発表> 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表されたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>「当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区」とは、福井県沿岸をいう。</li> <li>【原子力事業者からの連絡は不要】</li> </ul>
	二	<オンサイト総括が警戒を必要と認める重要な故障等発生> オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力施設の重要な故障等について、オンサイト総括が警戒を必要と判断し、原子力事業者及び関係地方公共団体に対して、警戒本部を設置した旨の連絡があったとき</li> </ul>
	二 ※1	<新規制基準を超える外的事象発生> 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象(竜巻、洪水、台風、火山等)が発生したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>新基準炉において、地震、津波を除く自然現象が発生し、発電所設備に影響を及ぼすおそれがある場合をいう。</li> </ul>
	二	<原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等、原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断し、原子力事業者及び関係地方公共団体に対して、警戒本部を設置した旨の連絡があったとき</li> </ul>

(※1) 当該施設が規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合し、原子炉に燃料を挿入することができる状態になった時の各原子炉施設に係る使用前検査終了日(品質管理の方法等に係る検査事項に関する検査完了時点)以降に一斉適用する。

(※2) 当該施設が規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合し、原子炉に燃料を挿入することができる状態になった時の各原子炉施設に係る使用前検査終了日(品質管理の方法等に係る検査事項に関する検査完了時点)以降に一斉適用するまで適用する。

(※3) 「安全機器等」: 「安全上重要な構築物、系統又は機器」をいい、その種類及び場所等については、別表3-1-3に示す。

原災法第10条第1項に基づく特定事象

敦賀発電所1号機

(BWR 1/3)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説明
放射線量・放射性物質放出	SE01	政令 第4条 第4項 第1号	<p>&lt;敷地境界付近の放射線量の上昇&gt;</p> <p>1. 原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備により、5マイクロシーベルト/時以上を検出すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p> <p>(1) 以下の排気筒モニタ及び指定エリアモニタにより検出された数値に異常が認められない場合(5マイクロシーベルト/時以上となっている原因をただちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排気筒モニタ</li> <li>・換気系モニタ</li> </ul> <p>(2) 当該数値が落雷の時に検出された場合</p> <p>2. 原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて5マイクロシーベルト/時を下回っている場合において、当該放射線測定設備により、1マイクロシーベルト/時以上が検出されているときは、当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において通報事象等規則第4条で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計して得た数値が、5マイクロシーベルト/時以上のものとなっているとき。</p> <p>ただし、1マイクロシーベルト/時以上が検出されているときで、上記1.(1)又は(2)に該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p> <p>このとき、1.(1)の「5マイクロシーベルト/時」は、「1マイクロシーベルト/時」に読み替える。</p>	<p>・「原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備」とは以下の設備をいう。</p> <p>①立石モニタリングポスト、浦底モニタリングポスト、猪ヶ池モニタリングポスト</p> <p>・「放射線測定設備により、5マイクロシーベルト/時(1マイクロシーベルト/時)以上を検出」とは、単位時間(2分以内のものとして「1分」とする)ごとのガンマ線の放射線量を測定して得た数値が5マイクロシーベルト/時(1マイクロシーベルト/時)以上のときをいう。</p> <p>・「検出された数値に異常が認められない場合」とは、排気筒モニタ及び指定エリアモニタの警報が動作していない場合又は有意な指示の上昇が認められない場合をいう。</p> <p>・「原因をただちに原子力規制委員会に報告する場合に限る」とは、原子力防災管理者又は原子力防災管理者の指示を受けた者が、原子力規制委員会へ、上記により異常が認められないとして、直接電話連絡により報告した場合をいう。</p> <p>・「通報事象等規則第4条で定めるところにより測定した」とは、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線測定用サーベイメータにより、中性子線の放射線量を測定し、1時間あたりの数値に換算することにより行われることをいう。</p> <p>・なお、SE01を判断する過程において、放射線測定設備の1基で10分以上継続又は2基以上について、5マイクロシーベルト/時を検出した場合は、同時にGE01にも該当する。この場合は、SE01とGE01が同時に検出されたものとして、特定事象(10条)の通報書面に緊急事態事象(15条)にも該当する旨の記載を行うことにより、1本化して通報を行うことができる。</p>
	SE02	政令 第4条 第4項 第2号 規則 第5条 第1項	<p>&lt;通常放出経路での気体放射性物質の放出&gt;</p> <p>原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>イ 空気中の放射性物質濃度の測定(10分間以上継続して検出する)</p>	<p>・「排気筒、排水口その他これらに類する場所」とは、以下の排気筒モニタが設置されている場所をいう。</p> <p>①排気筒モニタ</p> <p>・「当該原子力事業所の区域の境界付近」とは、当該原子力発電所の「敷地境界」をいう。</p> <p>・「放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき」とは、排気筒にて測定される計数率で判断するものとし、別途定める。</p> <p>・なお、SE02が検出された場合は、同時にGE02にも該当する。このため、SE02とGE02は同時に検出されたものとして、特定事象(10条)の通報書面に緊急事態事象(15条)にも該当する旨の記載を行うことにより、1本化して通報を行うことができる。</p>
	SE03	政令 第4条 第4項 第2号 規則 第5条 第1項	<p>&lt;通常放出経路での液体放射性物質の放出&gt;</p> <p>原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>ロ 水中の放射性物質濃度の測定(10分間以上継続して検出する)</p>	<p>・「排気筒、排水口その他これらに類する場所」とは、以下に示す排水モニタが設置された場所をいう。</p> <p>①放水口放射線モニタ</p> <p>・「当該原子力事業所の区域の境界付近」とは、当該原子力発電所の「敷地境界」をいう。</p> <p>・「放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき」とは、放水口にて測定される計数率で判断するものとし、別途定める。</p> <p>・なお、SE03が検出された場合は、同時にGE03にも該当する。このため、SE03とGE03は同時に検出されたものとして、特定事象(10条)の通報書面に緊急事態事象(15条)にも該当する旨の記載を行うことにより、1本化して通報を行うことができる。</p>

## 原災法第10条第1項に基づく特定事象

敦賀発電所1号機

(BWR 2/3)

EAL区分	EAL番号	政令又は規則	EAL事象	説明
放射線量・放射性物質放出	SE04	政令 第4条 第4項 第3号 (イ)	<p>&lt;火災爆発等による管理区域外での放射線の放出&gt;</p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第6条第1項で定める区域をいう。）外の場所（政令第4条第4項第2号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射線量が通報事象等規則第6条第2項及び第3項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>イ 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、1時間当たり50マイクロシーベルト以上の放射線量（10分以上継続して検出する）</p> <p>なお、上記の測定が困難である場合であつて、その状況に鑑み上記水準の放射線量が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「通報事象等規則第6条第1項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。</li> <li>「政令第4条第4項第2号に規定する場所」とは、通常放出経路にかかる排気筒及び放水口をいう。</li> <li>「1時間当たり50マイクロシーベルト以上の放射線量」とは、原子力防災資機材であるガンマ線測定用可搬式測定器で検出された値が、50マイクロシーベルト/時以上である場合をいう。</li> </ul>
	SE05	政令 第4条 第4項 第3号 (ロ)	<p>&lt;火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出&gt;</p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第6条第1項で定める区域をいう。）外の場所（政令第4条第4項第2号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射性物質が通報事象等規則第6条第2項及び第3項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>ロ 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして通報事象等規則第6条第2項で定める基準以上の放射性物質</p> <p>なお、上記の測定が困難である場合であつて、その状況に鑑み上記水準の放射性物質が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「通報事象等規則第6条第1項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。</li> <li>「政令第4条第4項第2号に規定する場所」とは、通常放出経路にかかる排気筒及び放水口をいう。</li> <li>「その放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルト以上の放射線量に相当するもの」とは、原子力防災資機材である可搬式ダスト測定関連機器、可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器で検出された値が放射能水準として5マイクロシーベルト/時に相当する放射性物質を検出した場合をいう。</li> <li>「通報事象等規則第6条第2項及び第3項で定めるところにより検出」とは、以下の①及び②をいう。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類である場合であつては、その放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の50倍以上のとき</li> <li>②検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上の放射性物質がある場合であつては、それぞれの放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の50倍の数値に対する割合の和が1以上になるとき</li> </ul> </li> </ul>
	SE06	規則 第7条 第1項 第2号	<p>&lt;原子炉外臨界事故のおそれ&gt;</p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他臨界状態の発生の蓋然性が高い状態」とは、原子炉施設内にある核燃料物質同士が異常に接近、かつ、減速材としての水が存在し、その状況から臨界条件が満たされていると推定される状態をいう。</li> </ul>
冷やす	SE31	規則 第7条 第1項 第1号 表中 へー(1)	<p>&lt;使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失（旧基準炉）&gt;</p> <p><u>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「<u>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下したとき</u>」とは、<u>使用済燃料貯蔵池水位計がEL+25.81m以下を検出することをいう。</u></li> <li>「<u>使用済燃料貯蔵池の水位の維持・回復の手段は、可搬型を含む全ての設備が考慮される。</u>」</li> </ul>
その他脅威	SE55	規則 第7条 第1項 第1号 表中 イー (14) または へー(2)	<p>&lt;防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生&gt;</p> <p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、発電所外部からの自然現象影響や人的行為によって、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。</li> <li>「原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象」とは、影響範囲が発電所敷地内に止まると原子力防災管理者が判断した事象をいう。</li> <li>「<u>防護措置の一部実施</u>」とは、<u>PAZ内の施設敷地緊急事態要配慮者の避難の実施をいう。</u></li> </ul>

## 原災法第10条第1項に基づく特定事象

敦賀発電所1号機

(BWR 3/3)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説明
事業所外 運搬	XSE61	政令 第4条 第4項 第4号	<事業所外運搬での放射線量率の上昇> 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、1時間当たり100マイクロシーベルト以上の放射線量が省令第2条で定めるところにより検出されたとき。なお、上記の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み上記水準の放射性物質検出の蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。	○計測器等 ・ガンマ線測定用可搬式測定器
	XSE62	省令 第3条	<事業所外運搬での放射性物質漏えい> 火災・爆発等により省令第3条に定める事業所外運搬の場合にあっては、放射性物質の漏えいが発生するか又は漏えいの蓋然性が高いとき。(L型、IP-1型を除く。)	○計測器等 ・表面の放射性物質の密度を測定することが可能な可搬式測定器
	XSE63	政令 第4条 第4項 第6号	<事業所外運搬の特定事象にかかる原子力緊急事態事象の発生> 政令第4条第4項第1号から第5号に掲げるもののほか、政令第6条第4項第3号又は第4号に掲げる事象。	・この基準は、XGE61～XGE62の緊急事態事象が発生した場合に、原災法第10条通報を行うためのものであり、該当する事象は、各項目を参照。

本別表における法、政令及び省令は次のとおり。

法：原子力災害対策特別措置法

政令：原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）

規則：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（原子力規制委員会規則第13号）

省令：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令（平成24年文部科学省・経済産業省・国土交通省令第2号）

原災法第10条第1項に基づく特定事象

敦賀発電所2号機

(PWR1/5)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説明
放射線量・放射性物質放出	SE01	政令 第4条 第4項 第1号	<p>&lt;敷地境界付近の放射線量の上昇&gt;</p> <p>1. 原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備により、5マイクロシーベルト/時以上を検出すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p> <p>(1) 以下の排気筒モニタ及び指定エリアモニタにより検出された数値に異常が認められない場合(5マイクロシーベルト/時以上となっている原因をただちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排気筒ガスモニタ</li> <li>・格納容器エリアモニタ*</li> <li>・使用済燃料ピット区域エリアモニタ</li> <li>・燃料取扱棟排気ガスモニタ</li> </ul> <p>(2) 当該数値が落雷の時に検出された場合</p> <p>2. 原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて5マイクロシーベルト/時を下回っている場合において、当該放射線測定設備により、1マイクロシーベルト/時以上が検出されているときは、当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において通報事象等規則第4条で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計して得た数値が、5マイクロシーベルト/時以上のものとなっているとき。</p> <p>ただし、1マイクロシーベルト/時以上が検出されているときで、上記1.(1)又は(2)に該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p> <p>このとき、1.(1)の「5マイクロシーベルト/時」は、「1マイクロシーベルト/時」に読み替える。</p> <p>※ 照射済燃料が全て格納容器外へ搬出されている場合には、「格納容器エリアモニタの指示値に異常が認められない」の代わりに、「格納容器内に照射済燃料なし」と報告する。</p>	<p>・「原災法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備」とは、以下の設備をいう。</p> <p>①立石モニタリングポスト、浦底モニタリングポスト、猪ヶ池モニタリングポスト</p> <p>・「放射線測定設備により、5マイクロシーベルト/時(1マイクロシーベルト/時)以上を検出」とは、単位時間(2分以内のものとして「1分」とする)ごとのガンマ線の放射線量を測定して得た数値が5マイクロシーベルト/時(1マイクロシーベルト/時)以上のときをいう。</p> <p>・「検出された数値に異常が認められない場合」とは、排気筒モニタ及び指定エリアモニタの警報が動作していない場合又は有意な指示の上昇が認められない場合をいう。</p> <p>・「原因をただちに原子力規制委員会に報告する場合に限る」とは、原子力防災管理者又は原子力防災管理者の指示を受けた者が、原子力規制委員会へ、上記により異常が認められないとして、直接電話連絡により報告した場合をいう。</p> <p>・「通報事象等規則第4条で定めるところにより測定した」とは、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線測定用サーベイメータにより、中性子線の放射線量を測定し、1時間あたりの数値に換算することにより行われることをいう。</p> <p>・なお、SE01を判断する過程において、放射線測定設備の1基で10分以上継続又は2基以上について、5マイクロシーベルト/時を検出した場合は、同時にGE01にも該当する。この場合は、SE01とGE01が同時に検出されたものとして、特定事象(10条)の通報書面に緊急事態事象(15条)にも該当する旨の記載を行うことにより、1本化して通報を行うことができる。</p>
	SE02	政令 第4条 第4項 第2号 規則 第5条 第1項	<p>&lt;通常放出経路での気体放射性物質の放出&gt;</p> <p>原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>イ 空気中の放射性物質濃度の測定(10分間以上継続して検出する)</p>	<p>・「排気筒、排水口その他これらに類する場所」とは、以下の排気筒モニタが設置されている場所をいう。</p> <p>①排気筒ガスモニタ</p> <p>・「当該原子力事業所の区域の境界付近」とは、当該原子力発電所の「敷地境界」をいう。</p> <p>・「放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき」とは、排気筒にて測定される計数率で判断するものとし、別途定める。</p> <p>・なお、SE02が検出された場合は、同時にGE02にも該当する。このため、SE02とGE02は同時に検出されたものとして、特定事象(10条)の通報書面に緊急事態事象(15条)にも該当する旨の記載を行うことにより、1本化して通報を行うことができる。</p>
	SE03	政令 第4条 第4項 第2号 規則 第5条 第1項	<p>&lt;通常放出経路での液体放射性物質の放出&gt;</p> <p>原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>ロ 水中の放射性物質濃度の測定(10分間以上継続して検出する)</p>	<p>・「排気筒、排水口その他これらに類する場所」とは、以下に示す排水モニタが設置された場所をいう。</p> <p>①放水口モニタ</p> <p>・「当該原子力事業所の区域の境界付近」とは、当該原子力発電所の「敷地境界」をいう。</p> <p>・「放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき」とは、放水口にて測定される計数率で判断するものとし、別途定める。</p> <p>・なお、SE03が検出された場合は、同時にGE03にも該当する。このため、SE03とGE03は同時に検出されたものとして、特定事象(10条)の通報書面に緊急事態事象(15条)にも該当する旨の記載を行うことにより、1本化して通報を行うことができる。</p>

## 原災法第10条第1項に基づく特定事象

敦賀発電所2号機

(PWR 2 / 5)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説明
放射線量・放射性物質放出	SE04	政令 第4条 第4項 第3号 (イ)	<p>&lt;火災爆発等による管理区域外での放射線の放出&gt;</p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第6条第1項で定める区域をいう。）外の場所（政令第4条第4項第2号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射線量が通報事象等規則第6条第2項及び第3項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>イ 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、1時間当たり50マイクロシーベルト以上の放射線量（10分間以上継続して検出する）</p> <p>なお、上記の測定が困難である場合にあって、その状況に鑑み上記水準の放射線量が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「通報事象等規則第6条第1項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。</li> <li>「政令第4条第4項第2号に規定する場所」とは、通常放出経路にかかる排気筒及び放水口をいう。</li> <li>「1時間当たり50マイクロシーベルト以上の放射線量」とは、原子力防災資機材であるガンマ線測定用可搬式測定器で検出された値が、50マイクロシーベルト/時以上である場合をいう。</li> </ul>
	SE05	政令 第4条 第4項 第3号 (ロ)	<p>&lt;火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出&gt;</p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第6条第1項で定める区域をいう。）外の場所（政令第4条第4項第2号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射性物質が通報事象等規則第6条第2項及び第3項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>ロ 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして通報事象等規則第6条第2項で定める基準以上の放射性物質</p> <p>なお、上記の測定が困難である場合にあって、その状況に鑑み上記水準の放射性物質が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「通報事象等規則第6条第1項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。</li> <li>「政令第4条第4項第2号に規定する場所」とは、通常放出経路にかかる排気筒及び放水口をいう。</li> <li>「その放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルト以上の放射線量に相当するもの」とは、原子力防災資機材である可搬式ダスト測定関連機器、可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器で検出された値が水準として5マイクロシーベルト/時に相当する放射性物質を検出した場合をいう。</li> <li>「通報事象等規則第6条第2項及び第3項で定めるところにより検出」とは、以下の①及び②をいう。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類である場合にあっては、その放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の50倍以上のとき</li> <li>②検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それぞれの放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の50倍の数値に対する割合の和が1以上になるとき</li> </ul> </li> </ul>
	SE06	規則 第7条 第1項 第2号	<p>&lt;原子炉外臨界事故のおそれ&gt;</p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他臨界状態の発生の蓋然性が高い状態」とは、原子炉施設内にある核燃料物質同士が異常に接近、かつ、減速材としての水が存在し、その状況から臨界条件が満たされていると推定される状態をいう。</li> </ul>
止める	SE21 ※1	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(1)	<p>&lt;原子炉冷却材漏えい時に<u>おける</u>非常用炉心冷却装置による一部注水不能&gt;</p> <p>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、<u>非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「原子炉の運転中」とは、運転モード1, 2, 3及び4をいう。</li> <li>「非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えい」とは、プラントのパラメータが非常用炉心冷却装置作動設定値に達した場合（ただし、起動・停止時にブロックしている場合や誤作動は除く。）又は手動により、非常用炉心冷却装置を作動させた場合であって、その原因が原子炉冷却材の系外への流失（蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む）によるものをいう。</li> <li>「注水が直ちにできないこと」とは、以下のいずれかの状態になったときをいう。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①全ての充てん/高圧注入ポンプ及び高圧注入ポンプが起動しないとき。</li> <li>②高圧注入系の弁が「開」とならないこと等により、原子炉への注水流量が確認できないとき。</li> <li>③全ての余熱除去ポンプが起動しないとき。</li> <li>④低圧注入系の弁が「開」とならないこと等により、原子炉への注水流量が確認できないとき。</li> </ul> </li> <li>ただし、1次冷却材圧力が余熱除去ポンプの注入可能圧力以下に低下するまでの間は除く。</li> </ul>
冷やす	SE24 ※1	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(2)	<p>&lt;蒸気発生器給水機能の喪失&gt;</p> <p>原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「原子炉の運転中」とは、運転モード1, 2, 3及び4（蒸気発生器が除熱のために使用されている場合）をいう。</li> <li>「全ての給水機能が喪失」とは、主給水ポンプ（蒸気発生器水張りポンプを含む）による蒸気発生器への給水が喪失するとともに、補助給水ラインの合計流量が100m<sup>3</sup>/h未満となり、かつ、全ての蒸気発生器の狭域水位が0%未満となった場合をいう。</li> </ul>

原災法第10条第1項に基づく特定事象

敦賀発電所2号機

(PWR 3 / 5)

EAL区分	EAL番号	政令又は規則	EAL事象	説明
冷やす	SE25 ※1	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(3)	<全交流電源の30分以上喪失> 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての運転モード及び運転モード外において適用する。</li> <li>「全ての交流母線からの電気の供給が停止」とは、非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器、予備変圧器及び後備変圧器からの受電に失敗し、かつ、空冷式非常用発電機及び電源融通設備からも供給されないことにより、全ての所内高压母線が使用不能となることをいう。</li> </ul>
	SE27 ※1	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(4)	<直流電源の部分喪失> 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての運転モード及び運転モード外において適用する。</li> <li>「非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態」とは、電源供給可能な母線が1つになった場合に、当該母線に電気を供給している健全な蓄電池、充電器(予備充電器を含む)又は代替電源設備が、全非常用直流母線中で1つになった場合をいう。ただし、計画的な作業の場合は除く。</li> </ul>
	SE29 ※1	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(5)	<停止中の原子炉冷却機能の喪失> 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「原子炉の停止中」とは、1次冷却材系統の水位を一時的にループ配管の中心付近まで下げた状態(ミッドループ運転状態)をいう。</li> <li>「当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失する」とは、全ての余熱除去ポンプが動作不能となり、かつ、1次冷却材配管の水位が低下して、余熱除去配管の吸込口上端以下となり、30分経過した場合をいう。</li> </ul>
	SE30 ※1	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(6)	<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失> 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「水位を維持できない」とは、使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸発が継続し、使用済燃料ピット水位がEL+4.10m以上に復帰しない場合をいう。</li> <li>「水位を維持できていないおそれがある場合」とは、漏えいまたは蒸発が継続している状況で、水位が測定できないことにより水位低下の可能性が否定できない場合をいう。</li> <li>「水位を測定できない」とは、直接的又は間接的な手段によって液面の位置が3時間以上継続して確認できない場合をいう。</li> <li>使用済燃料ピットの水位の維持・回復の手段は、可搬型を含む全ての設備が考慮される。</li> </ul>
	SE31 ※2	規則 第7条 第1項 第1号 表中 へー(1)	<使用済燃料貯蔵槽冷却機能の喪失(旧基準炉)> 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下」とは、使用済燃料ピット水位計がEL+1.40m以下を検出することを含む。</li> <li>使用済燃料ピットの水位の維持・回復の手段は、可搬型を含む全ての設備が考慮される。</li> </ul>
閉じ込める	SE41 ※1	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(10)	<格納容器健全性喪失のおそれ> 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>運転モード1, 2, 3及び4において適用する。</li> <li>「原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率」とは、原子炉冷却材喪失事象又は主蒸気管破断事象が発生した場合の上昇率をいう。</li> <li>「一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること」とは、格納容器スプレイの設定点である195kPaを超え、10分経過した状態からさらに上昇する場合をいう。</li> </ul>
	SE42 ※1	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(12)	<2つの障壁の喪失又は喪失の可能性> 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>運転モード1, 2及び3において適用する。</li> <li>「燃料被覆管の障壁が喪失するおそれ」とは、炉心出口温度の最高値が350℃以上となった状態をいう。</li> <li>「燃料被覆管の障壁が喪失」とは、炉心出口温度が650℃以上となっている場合をいう。</li> <li>「原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれ」とは、抽出隔離が働いた状態で、充てんポンプまたは充てん/高压注入ポンプ1台分の充てん流量(45m<sup>3</sup>/h)を超過した場合をいう。ただし、2次系破断又は制御系故障等に伴う一時的な冷却収縮による場合は除く。</li> <li>「原子炉冷却系の障壁が喪失」とは、加圧器圧力が非常用炉心冷却装置の作動を必要とする設定圧力以下となった場合をいう。</li> <li>「原子炉格納容器の障壁が喪失」とは、隔離弁のいずれか1系列の全弁が閉止できない場合又は隔離操作後も直接放出経路がある場合をいう。</li> </ul>

## 原災法第10条第1項に基づく特定事象

敦賀発電所2号機

(PWR 4/5)

EAL区分	EAL番号	政令又は規則	EAL事象	説明	
閉じ込める	SE43 ※1	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(11)	<原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用> 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>運転モード1, 2, 3及び4において適用する。</li> <li>「炉心の損傷が発生していない場合」とは、格納容器内高レンジエリアモニタで<math>1 \times 10^6</math> mSv/h未満である場合をいう。</li> </ul> <補足> 本基準については、該当する設備が未設置であるため、設置後に適用されるものとする。	
	その他脅威	SE51 ※1	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(7)	<原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失> 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての運転モード及び運転モード外において適用する。</li> <li>「原子炉制御室の環境が悪化」とは、放射線量や室温の上昇等により、防護具又は空気浄化装置等を用いなければ、運転員が操作盤で操作できない状態をいう。</li> <li>「原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合」とは、原子炉で異常な過渡変化等が発生した状況が進行中である場合若しくは使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸発が確認された場合とする。</li> <li>「原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失する」とは、主に原子炉を制御する盤において、表示灯の消灯並びに指示計及び記録計の動作停止が起きたこと又は警報が消灯したことにより、その制御盤の<u>一部</u>が使用できない場合をいう。</li> </ul>
		SE52 ※1	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(8)	<所内外通信連絡機能の全て喪失> 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての運転モード及び運転モード外において適用する。</li> <li>「原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失する」とは、原子炉で異常な過渡変化等が発生した場合、その情報を社内連絡又は社外通報を行おうとする段階で、「原子力事業所内の通信手段」又は「原子力事業所内から所外への通信手段」のいずれかにおいて、複数ある通信手段が、全て使用不能になっていることが確認された場合をいう。</li> </ul>
SE53 ※1		規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(9)	<火災・溢水による安全機能の一部喪失> 火災又は溢水が発生し、安全機器等(※3)の機能の一部が喪失すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての運転モード及び運転モード外において適用する。</li> <li>「安全機器等(※3)」とは、別表3-6における緊急事態事象(GE)に記載されている系統又は機器及びその設置区域であって、機能別重要度分類のPS-1, MS-1に該当する系統又は機器のうち、運転モードに応じて要求される系統又は機器をいう。</li> <li>「火災」とは、発電所敷地内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質(難燃性を含む)が燃焼し、この状態を解消するために消火器、消火設備等を使用することが必要なものをいう。</li> <li>「溢水」とは、発電所内に施設される機器の破損による漏水又は消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された流体をいう(滞留水、流水、蒸気を含む)。</li> <li>「安全機器等の機能の一部が喪失すること」とは、火災又は溢水により、安全上重要な構築物、系統又は機器の機能に支障が生じ、同一の機能を有する系統又は機器が全て使用できなくなることをいう。</li> </ul>	
SE55	規則 第7条 第1項 第1号 表中 ロー(13) または へー(2)	<防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、発電所外部からの自然現象影響や人的行為によって、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。</li> <li>「原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象」とは、影響範囲が発電所敷地内に止まると原子力防災管理者が判断した事象をいう。</li> <li>「防護措置の一部実施」とは、PAZ内の施設敷地緊急事態要配慮者の避難の実施をいう。</li> </ul>		

## 原災法第10条第1項に基づく特定事象

敦賀発電所2号機

(PWR 5 / 5)

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説明
事業所外運搬	XSE61	政令 第4条 第4項 第4号	<事業所外運搬での放射線量率の上昇> 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、1時間当たり100マイクロシーベルト以上の放射線量が省令第2条で定めるところにより検出されたとき。なお、上記の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み上記水準の放射性物質検出の蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。	○計測器等 ・ガンマ線測定用可搬式測定器
	XSE62	省令 第3条	<事業所外運搬での放射性物質漏えい> 火災・爆発等により省令第3条に定める事業所外運搬の場合にあつては、放射性物質の漏えいが発生するか、又は漏えいの蓋然性が高いとき。(L型、IP-1型を除く。)	○計測器等 ・表面の放射性物質の密度を測定することが可能な可搬式測定器
	XSE63	政令 第4条 第4項 第6号	<事業所外運搬の特定事象にかかる原子力緊急事態事象の発生> 政令第4条第4項第1号から第5号に掲げるもののほか、政令第6条第4項第3号又は第4号に掲げる事象。	・この基準は、XGE61～XGE62の緊急事態事象が発生した場合に、原災法第10条通報を行うためのものであり、該当する事象は、各項目を参照。

(※1) 当該施設が規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合し、原子炉に燃料を挿入することができる状態になった時の各原子炉施設に係る使用前検査終了日(品質管理の方法等に係る検査事項に関する検査完了時点)以降に一斉適用する。

(※2) 当該施設が規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合し、原子炉に燃料を挿入することができる状態になった時の各原子炉施設に係る使用前検査終了日(品質管理の方法等に係る検査事項に関する検査完了時点)以降に一斉適用するまで適用する。

(※3) 「安全機器等」：「安全上重要な構築物、系統又は機器」をいい、その種類及び場所等については、別表3-1-3に示す。

本別表における法、政令及び省令は次のとおり。

法：原子力災害対策特別措置法

政令：原子力災害対策特別措置法施行令(平成12年政令第195号)

規則：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則(原子力規制委員会規則第13号)

省令：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令(平成24年文部科学省・経済産業省・国土交通省令第2号)

## 安全上重要な構築物、系統又は機器一覧

敦賀発電所2号機

要求される機能	安全機器等	機器	重要区域
高圧の非常用炉心冷却	CH/SIP(A)	ポンプ	[A/B B3FL] CH/SIP(A)ポンプ室
	CH/SIP(B)		[A/B B3FL] CH/SIP(B)ポンプ室
	SIP(A)		[A/B B3FL] SIP(A)ポンプ室
	SIP(B)		[A/B B3FL] SIP(B)ポンプ室
残留熱除去	RHR(A)	ポンプ	[A/B B4FL] RHR(A)ポンプ室
	RHR(B)		[A/B B4FL] RHR(B)ポンプ室
低圧の非常用炉心冷却	RHR(A)	ポンプ	[A/B B4FL] RHR(A)ポンプ室
	RHR(B)		[A/B B4FL] RHR(B)ポンプ室
原子炉格納容器	CSP(A)	ポンプ	[A/B B4FL] CSP(A)ポンプ室
	CSP(B)		[A/B B4FL] CSP(B)ポンプ室
原子炉停止	CRDM	盤	[R/B B1FL] CRDM電源盤室
蒸気発生器への給水	M/D AFWP(A)	ポンプ	[R/B B2FL] M/D AFWP(A)ポンプ室
	M/D AFWP(B)		[R/B B2FL] M/D AFWP(B)ポンプ室
	T/D AFWP		[R/B B2FL] T/D AFWPポンプ室
直流電源(充電器)	125V 充電器(A)	盤	[A/B 1FL] A安全系インバータ室
	125V 充電器(B)		[A/B 1FL] B安全系インバータ室
	125V 予備充電器(A)		[A/B 1FL] A安全系インバータ室
	125V 予備充電器(B)		[A/B 1FL] B安全系インバータ室
直流電源(バッテリー)	125V 蓄電池(A)	バッテリー	[A/B 1FL] A安全系蓄電池室
	125V 蓄電池(B)		[A/B 1FL] B安全系蓄電池室
交流電源(非常用母線)	M/C 2A	盤	[A/B 1FL] A安全補機開閉器室
	M/C 2B		[A/B 1FL] B安全補機開閉器室
交流電源(D/G)	D/G(A)	ディーゼル 発電機	[A/B 1FL] D/G(A)室
	D/G(B)		[A/B 1FL] D/G(B)室
中央制御室	主盤	盤	[A/B 1FL] 中央制御室
	原子炉補助盤		[A/B 1FL] 中央制御室
	中央制御室外原子炉 停止盤		[R/B B1FL] EP盤室
燃料プール水補給	SFP(A), (B)	ポンプ	[R/B B2FL] SFPポンプ室

原災法第 15 条第 1 項に関する緊急事態事象

(BWR 1/2)

敦賀発電所 1 号機

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL 事象	説明
放射線量・放射性物質放出	GE01	政令 第 6 条 第 3 項 第 1 号	<p>&lt;敷地境界付近の放射線量の上昇&gt;</p> <p>原災法第 11 条第 1 項の規定により設置された放射線測定設備について、5 マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたときであって、放射線量が 2 地点以上において又は 1 地点において 10 分間以上継続して検出された場合に限る。</p> <p>ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合を除く。</p>	<p>・「原災法第 11 条第 1 項の規定により設置された放射線測定設備」とは、以下の設備をいう。</p> <p>①立石モニタリングポスト、浦底モニタリングポスト、猪ヶ池モニタリングポスト</p> <p>・「5 マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたときであって」とは、SE01 に該当すると判断したときをいう。</p> <p>・「1 地点において 10 分間以上継続して検出された場合」とは、放射線測定設備の 1 基で検出値が 5 マイクロシーベルト/時以上となっている状態が、10 分間以上継続した場合をいう。</p>
	GE02	政令 第 6 条 第 4 項 第 1 号 規則 第 12 条	<p>&lt;通常放出経路での気体放射性物質の放出&gt;</p> <p>原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が 1 時間当たり 5 マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第 5 条第 1 項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>イ 空気中の放射性物質濃度の測定 (10 分間以上継続して検出する)</p>	<p>・GE02 は、SE02 と同じ基準である。このため、判断及び発生報告の取扱いは、SE02 に準ずる。</p>
	GE03	政令 第 6 条 第 4 項 第 1 号 規則 第 12 条	<p>&lt;通常放出経路での液体放射性物質の放出&gt;</p> <p>原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が 1 時間当たり 5 マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第 5 条第 1 項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>ロ 水中の放射性物質濃度の測定 (10 分間以上継続して検出する)</p>	<p>・GE03 は、SE03 と同じ基準である。このため、判断及び発生報告の取扱いは、SE03 に準ずる。</p>
	GE04	政令 第 6 条 第 3 項 第 2 号	<p>&lt;火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出&gt;</p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域 (その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第 6 条第 1 項で定める区域をいう。) 外の場所 (政令第 4 条第 4 項第 2 号に規定する場所を除く。) において、次に掲げる放射線量が検出されたとき。</p> <p>イ 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、1 時間当たり 5 ミリシーベルト以上の放射線量 (10 分間以上継続して検出する)</p> <p>なお、上記の測定が困難である場合にあって、その状況に鑑み上記水準の放射線量が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p>	<p>・「通報事象等規則第 6 条第 1 項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。</p> <p>・「政令第 4 条第 4 項第 2 号に規定する場所」とは、通常放出経路にかかる排気筒及び排水口をいう。</p> <p>・「1 時間当たり 5 ミリシーベルト以上の放射線量」とは、原子力防災資機材であるガンマ線測定用可搬式測定器で検出された値が、5 ミリシーベルト/時以上である場合をいう。</p>

原災法第15条第1項に関する緊急事態事象

(BWR 2/2)

敦賀発電所1号機

EAL区分	EAL番号	政令又は規則	EAL事象	説明
放射線量・放射性物質放出	GE05	政令第6条第4項第2号	<p>&lt;火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出&gt;</p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第6条第1項で定める区域をいう。）外の場所（政令第4条第4項第2号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射性物質が検出されたとき。</p> <p>ロ 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり500マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして通報事象等規則第6条第2項で定める基準に100を乗じたもの以上の放射性物質</p> <p>なお、上記の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み上記水準の放射性物質が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「通報事象等規則第6条第1項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。</li> <li>「政令第4条第4項第2号に規定する場所」とは、通常経路放出経路にかかる排気筒及び放水口をいう。</li> <li>「その放射能水準が1時間当たり500マイクロシーベルト以上の放射線量に相当するもの」とは、原子力防災資機材である可搬式ダスト測定関連機器、可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器で検出された値が、放射能水準として500マイクロシーベルト/時に相当する放射性物質を検出した場合をいう。</li> <li>「通報事象規則第6条第2項で定める基準に100を乗じたもの以上の放射性物質」とは、以下の①及び②をいう。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類である場合にあつては、その放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の5,000倍以上のとき</li> <li>②検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それぞれの放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の5,000倍の数値に対する割合の和が1以上になるとき</li> </ul> </li> </ul>
	GE06	政令第6条第4項第3号	<p>&lt;原子炉外での臨界事故&gt;</p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあるとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「核燃料物質が臨界状態にあること」とは、核分裂による中性子線又はガンマ線を検出した場合をいう。</li> </ul>
冷やす	GE31	規則第14条表中イニ(10)	<p>&lt;使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出(旧基準炉)&gt;</p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること、</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること」とは、使用済燃料貯蔵池水位計でEL+23.83m以下になった場合若しくは、監視カメラ等により「照射済燃料集合体の頂部の水位に達すること」を確認した場合をいう。</li> <li>使用済燃料貯蔵池の水位の維持・回復の手段は、可搬型を含む全ての設備が考慮される。</li> </ul>
その他脅威	GE55	規則第14条表中イ(13)	<p>&lt;住民避難を開始する必要がある事象発生&gt;</p> <p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、発電所外部からの自然現象影響や人的行為によって、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。</li> <li>「原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象」とは、影響範囲が発電所敷地外に及ぶと原子力防災管理者が判断した事象をいう。</li> </ul>
事業所外運搬	XGE61	政令第6条第3項第3号	<p>&lt;事業所外運搬での放射線量率の異常上昇&gt;</p> <p>火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、1時間当たり10ミリシーベルト以上の放射線量が省令第2条で定めるところにより検出されたとき。なお、上記の測定が困難である場合であつて、その状況に鑑み上記水準の放射性物質検出の蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計測器等</li> <li>ガンマ線測定用可搬式測定器</li> </ul>
	XGE62	省令第4条	<p>&lt;事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい&gt;</p> <p>火災・爆発等により省令第4条に定める事業所外運搬の場合にあつては、放射性物質の漏えいが発生するか。又は漏えいの蓋然性が高いとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計測器等</li> <li>表面の放射性物質の密度を測定することが可能な可搬式測定器</li> </ul>

本別表における法、政令及び省令は次のとおり。

法：原子力災害対策特別措置法

政令：原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）

規則：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成24年文部科学省・経済産業省令第2号）

省令：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令

（平成24年文部科学省・経済産業省・国土交通省令第2号）

原災法第 15 条第 1 項に関する緊急事態事象

(PWR 1 / 4)

敦賀発電所 2 号機

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL 事象	説明
放射線量・放射性物質放出	GE01	政令 第 6 条 第 3 項 第 1 号	<p>&lt;敷地境界付近の放射線量の上昇&gt;</p> <p>原災法第 11 条第 1 項の規定により設置された放射線測定設備について、5 マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたときであって、放射線量が 2 地点以上において又は 1 地点において 10 分間以上継続して検出された場合に限る。</p> <p>ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合を除く。</p>	<p>・「原災法第 11 条第 1 項の規定により設置された放射線測定設備」とは、以下の設備をいう。</p> <p>①立石モニタリングポスト、浦底モニタリングポスト、猪ヶ池モニタリングポスト</p> <p>・「5 マイクロシーベルト/時以上の放射線量が検出されたときであって」とは、SE01 に該当すると判断したときをいう。</p> <p>・「1 地点において 10 分間以上継続して検出された場合」とは、放射線測定設備の 1 基で検出値が 5 マイクロシーベルト/時以上となっている状態が、10 分間以上継続した場合をいう。</p>
	GE02	政令 第 6 条 第 4 項 第 1 号 規則 第 1 2 条	<p>&lt;通常放出経路での気体放射性物質の放出&gt;</p> <p>原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が 1 時間当たり 5 マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第 5 条第 1 項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>イ 空気中の放射性物質濃度の測定 (10 分間以上継続して検出する)</p>	<p>・GE02 は、SE02 と同じ基準である。このため、判断及び発生 の報告の取扱いは、SE02 に準ずる。</p>
	GE03	政令 第 6 条 第 4 項 第 1 号 規則 第 1 2 条	<p>&lt;通常放出経路での液体放射性物質の放出&gt;</p> <p>原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が 1 時間当たり 5 マイクロシーベルトに相当するものとして通報事象等規則第 5 条第 1 項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>ロ 水中の放射性物質濃度の測定 (10 分間以上継続して検出する)</p>	<p>・GE03 は、SE03 と同じ基準である。このため、判断及び発生 の報告の取扱いは、SE03 に準ずる。</p>
	GE04	政令 第 6 条 第 3 項 第 2 号	<p>&lt;火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出&gt;</p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域 (その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第 6 条第 1 項で定める区域をいう。) 外の場所 (政令第 4 条第 4 項第 2 号に規定する場所を除く。) において、次に掲げる放射線量が検出されたとき。</p> <p>イ 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、1 時間当たり 5 ミリシーベルト以上の放射線量 (10 分間以上継続して検出する)</p> <p>なお、上記の測定が困難である場合にあって、その状況に鑑み上記水準の放射線量が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p>	<p>・「通報事象等規則第 6 条第 1 項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。</p> <p>・「政令第 4 条第 4 項第 2 号に規定する場所」とは、通常放出経路にかかる排気筒及び放水口をいう。</p> <p>・「1 時間当たり 5 ミリシーベルト以上の放射線量」とは、原子力防災資機材であるガンマ線測定用可搬式測定器で検出された値が、5 ミリシーベルト/時以上である場合をいう。</p>
	GE05	政令 第 6 条 第 4 項 第 2 号	<p>&lt;火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出&gt;</p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域 (その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として通報事象等規則第 6 条第 1 項で定める区域をいう。) 外の場所 (政令第 4 条第 4 項第 2 号に規定する場所を除く。) において、次に掲げる放射性物質が検出されたとき。</p> <p>ロ 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が 1 時間当たり 500 マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして通報事象等規則第 6 条第 2 項で定める基準に 100 を乗じたもの以上の放射性物質</p> <p>なお、上記の測定が困難である場合にあって、その状況に鑑み上記水準の放射性物質が検出される蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。</p>	<p>・「通報事象等規則第 6 条第 1 項で定める区域」とは、放射線管理区域をいう。</p> <p>・「政令第 4 条第 4 項第 2 号に規定する場所」とは、通常放出経路にかかる排気筒及び放水口をいう。</p> <p>・「その放射能水準が 1 時間当たり 500 マイクロシーベルト以上の放射線量に相当するもの」とは、原子力防災資機材である可搬式ガス測定関連機器、可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器で検出された値が、放射能水準として 500 マイクロシーベルト/時に相当する放射性物質を検出した場合をいう。</p> <p>・「通報事象等規則第 6 条第 2 項で定める基準に 100 を乗じたもの以上の放射性物質」とは、以下の①及び②をいう。</p> <p>①検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1 種類である場合にあっては、その放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の 5,000 倍以上のとき</p> <p>②検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2 種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それぞれの放射性物質の濃度が周辺監視区域外の空气中濃度限度の 5,000 倍の数値に対する割合の和が 1 以上になるとき</p>

原災法第 15 条第 1 項に関する緊急事態事象

(PWR 2 / 4)

敦賀発電所 2 号機

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL 事象	説明
放射線量・放射性物質放出	GE06	政令 第 6 条 第 4 項 第 3 号	<原子炉外での臨界事故> 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあるとき。	・「核燃料物質が臨界状態にあること」とは、核分裂による中性子線又はガンマ線を検出した場合をいう。
止める	GE11 ※1	規則 第 14 条 表中 ロー (1)	<原子炉停止の失敗又は停止確認不能> 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。	・「原子炉の非常停止が必要な場合」とは、原子炉で異常な過渡変化等が発生し、原子炉施設のパラメータが原子炉トリップ設定値に達した場合をいう。 ・「制御棒の挿入により原子炉を停止することができない」とは、運転モードが 1、2 のとき、原子炉トリップが必要な場合において、以下のいずれの制御棒挿入操作によっても制御棒が挿入されず、原子炉出力が 5% 以上又は中間領域中性子束起動率が正の状態となっている場合をいう。 ①自動トリップ ②手動原子炉トリップ ③MGセット電源断によるトリップ ④制御棒手動挿入 ・「停止したことを確認することができない」とは、運転モードが 1、2 のとき、原子炉トリップが必要な場合において、制御棒の挿入により、原子炉出力が 5% 以上又は中間領域中性子束起動率が正であるか否かが確認できない場合をいう
	GE21 ※1	規則 第 14 条 表中 ロー (2)	<原子炉冷却材の漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能> 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。	・「原子炉の運転中」とは、運転モード 1、2、3 及び 4 をいう。 ・「全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできない」とは、以下のいずれかの状態になっている場合をいう。 ①すべての充てん／高圧注入ポンプ、高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプが起動しないとき ②高圧系及び低圧系の注入弁が「開」しないこと等により、原子炉への注水流量が確認できないとき（原子炉が高圧状態にあり低圧注入ができない場合を除く） ③「ポンプ等が起動し、注水流量が確認できた場合」又は「原子炉が高圧状態にあり低圧注入ができない場合」のいずれかの場合であっても炉心出口温度 350℃ 以上の状態が 30 分以上継続して観測されたとき ④原子炉への注水が確認できない状態において、蒸気発生器における除熱機能が喪失（全ての蒸気発生器広域水位 10% 未満）したとき（原子炉が高圧状態にあり低圧注水ができない場合を含む）
冷やす	GE24 ※1	規則 第 14 条 表中 ロー (3)	<蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能> 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。	・「原子炉の運転中」とは、運転モード 1、2、3 及び 4（蒸気発生器が除熱のために使用されている場合）をいう。 ・「全ての給水機能が喪失」とは、主給水ポンプ（蒸気発生器水張りポンプを含む）による蒸気発生器への給水が喪失するとともに、補助給水ラインの合計流量が 100m <sup>3</sup> /h 未満となり、かつ、全ての蒸気発生器の狭域水位が 0% 未満となった場合をいう。 ・「全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできない」とは、すべての蒸気発生器広域水位が 10% 未満の場合において、以下のいずれかの状態になっている場合をいう。 ①すべての充てん／高圧注入ポンプ、高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプが起動しないとき ②高圧系及び低圧系の注入弁が「開」しないこと等により、非常用炉心冷却装置による原子炉への注水が行われず炉心の冷却がなされていることを確認できないとき ③加圧器逃がし弁による減圧ができないとき ④ポンプ等が起動し、注水流量が確認できた場合であっても、炉心出口温度 350℃ 以上の状態が 30 分以上継続して観測されたとき

## 原災法第15条第1項に関する緊急事態事象

敦賀発電所2号機

(PWR 3/4)

EAL区分	EAL番号	政令又は規則	EAL事象	説明
冷やす	GE25 ※1	規則 第14条 表中 ロー(5)	<全交流電源の1時間以上喪失> 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての運転モード及び運転モード外において適用する。</li> <li>「全ての交流母線からの電気の供給が停止」とは、非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器、予備変圧器及び後備変圧器からの受電に失敗し、かつ、空冷式非常用発電機及び電源融通設備からも供給されないことにより、全ての所内高圧母線が使用不能となることをいう。</li> </ul>
	GE27 ※1	規則 第14条 表中 ロー(6)	<全直流電源の5分以上喪失> 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての運転モード及び運転モード外において適用する。</li> <li>「全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止」とは、全ての蓄電池、充電器(予備充電器を含む)又は代替電源設備を含め非常用直流母線が使用不能となった場合をいう。</li> </ul>
	GE28 ※1	規則 第14条 表中 ロー(7)	<炉心損傷の検出> 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉格納容器内の出口温度を検知すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>運転モード1、2及び3において適用する。</li> <li>「炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉格納容器内の出口温度」とは、原子炉格納容器内の格納容器高レンジエリアモニタの線量率が<math>1 \times 10^5</math> mSv/h以上かつ、炉心出口温度が350℃以上となった場合をいう。</li> <li>ただし、関連パラメータを確認し、明らかに誤検出の場合は除く。</li> </ul>
	GE29 ※1	規則 第14条 表中 ロー(8)	<停止中の原子炉冷却機能の完全喪失> 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「一時的に原子炉容器の水位を下げた状態」とは、一次冷却材系統の水位を一時的にループ配管の中心付近まで下げた状態(ミッドループ運転状態)をいう。</li> <li>「残留熱を除去する機能を喪失」とは、余熱除去ポンプを用いた冷却及び蒸気発生器を通じた除熱(リフラックス冷却)ができないことをいう。</li> <li>「燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと」とは、燃料取替用水タンクから充てん/高圧注入ポンプ、充てんポンプ、高圧注入ポンプを用いた注水手段及び停止中の余熱除去ポンプを通じた注水手段の全てを喪失した場合で、1次冷却材配管の水位が配管の下端となって1時間が経過した場合をいう。</li> </ul>
	GE30 ※1	通報事象等 規則 第14条 表中 ロー(9)	<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出> 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、または当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下」とは、使用済燃料ピット水位計がEL+1.40m以下を検出するか又は使用済燃料ピット区域エリアモニタの指示が指示計の上限を超え、使用済燃料ピット付近に接近できない場合をいう。</li> <li>「当該水位まで低下しているおそれ」とは、使用済燃料ピット区域エリアモニタの指示が有意に上昇している場合をいう。</li> <li>「水位を測定できない」とは、直接的又は間接的な手段によって使用済燃料ピットの液面の位置が確認できない場合をいう。</li> <li>使用済燃料ピットの水位の維持・回復の手段は、可搬型を含む全ての設備が考慮される。</li> </ul>
	GE31 ※2	通報事象等 規則 第14条 表中 ロー(1)	<使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出(旧基準炉)> 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下」とは、使用済燃料ピット水位計がEL-0.45m以下になった場合若しくは、監視カメラ等により「照射済燃料集合体の頂部の水位に達すること」を確認した場合をいう。</li> <li>使用済燃料ピットの水位の維持・回復の手段は、可搬型を含む全ての設備が考慮される。</li> </ul>
閉じ込める	GE41 ※1	規則 第14条 表中 ロー(4)	<格納容器圧力の異常上昇> 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>運転モード1、2、3及び4において適用する。</li> <li>「最高使用圧力」とは、392kPaをいう。</li> <li>「最高使用温度」とは、最高使用圧力における飽和温度(144℃)をいう。</li> </ul>
	GE42 ※1	規則 第14条 表中 ロー(11)	<2つの障壁の喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失の可能性> 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>運転モード1、2及び3において適用する。</li> <li>「燃料被覆管の障壁が喪失」とは、炉心出口温度が650℃以上となっている場合をいう。</li> <li>「原子炉冷却系の障壁が喪失」とは、加圧器圧力が非常用炉心冷却装置の作動を必要とする設定圧力以下となった場合をいう。</li> <li>「格納容器の障壁が喪失するおそれ」とは、格納容器圧力が格納容器スプレイ作動の設定値を超過し、更に10分以上継続して圧力が上昇している場合をいう。</li> </ul>

## 原災法第15条第1項に関する緊急事態事象

(PWR 4/4)

敦賀発電所2号機

EAL 区分	EAL 番号	政令 又は規則	EAL事象	説明
その他脅威	GE51 ※1	規則 第14条 表中 ロー(10)	<原子炉制御室の機能喪失・警報喪失> 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての運転モード及び運転モード外において適用する。</li> <li>「原子炉制御室が使用できなくなる」とは、放射線量や室温の異常な上昇等により中央制御室からの退避が必要な場合をいう。</li> <li>「原子炉施設に異常が発生した場合」とは、原子炉で異常な過渡変化等が発生した場合をいう。</li> <li>「原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること」とは、主に原子炉を制御する盤及び原子炉以外の原子力施設を制御する盤の両方において、表示灯の消灯並びに指示計及び記録計の動作停止が起きたこと又は警報が消灯したことにより、その制御盤が使用できない場合をいう。</li> </ul>
	GE55	規則 第14条 表中 ロー(12)	<住民避難を開始する必要がある事象発生> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、発電所外部からの自然現象影響や人的行為によって、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。</li> <li>「原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象」とは、影響範囲が発電所敷地外に及ぶと原子力防災管理者が判断した事象をいう。</li> </ul>
事業所外運搬	XGE61	政令 第6条 第3項 第3号	<事業所外運搬での放射線量率の異常上昇> 火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、1時間当たり10ミリシーベルト以上の放射線量が省令第2条で定めるところにより検出されたとき。なお、上記の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み上記水準の放射性物質検出の蓋然性が高い場合には、検出されたものとみなす。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○計測器等</li> <li>・ガンマ線測定用可搬式測定器</li> </ul>
	XGE62	省令 第4条	<事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい> 火災・爆発等により省令第4条に定める事業所外運搬の場合にあつては、放射性物質の漏えいが発生するか、又は漏えいの蓋然性が高いとき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○計測器等</li> <li>・表面の放射性物質の密度を測定することが可能な可搬式測定器</li> </ul>

(※1) 当該施設が規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合し、原子炉に燃料を挿入することができる状態になった時の各原子炉施設に係る使用前検査終了日(品質管理の方法等に係る検査事項に関する検査完了時点)以降に一斉適用する。

(※2) 当該施設が規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合し、原子炉に燃料を挿入することができる状態になった時の各原子炉施設に係る使用前検査終了日(品質管理の方法等に係る検査事項に関する検査完了時点)以降に一斉適用するまで適用する。

本別表における法、政令及び省令は次のとおり。

法：原子力災害対策特別措置法

政令：原子力災害対策特別措置法施行令(平成12年政令第195号)

規則：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則(平成24年文部科学省・経済産業省令第2号)

省令：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令(平成24年文部科学省・経済産業省・国土交通省令第2号)

原子力災害対策特別措置法及び原子力災害対策指針に基づく標準EALマトリックス表(BWR、PWR)

EAL 区分	警戒事象(AL)			特定事象(SE)			緊急事態事象(GE)			
	EALNo.	指針 番号	EAL略称	EALNo.	指針 番号	EAL略称	EALNo.	指針 番号	EAL略称	
放射線量・放射性物質放出	01	—	—	SE01	B <sup>⑭</sup> P <sup>⑬</sup>	敷地境界付近の放射線量の上昇	GE01	B <sup>⑬</sup> P <sup>⑫</sup>	敷地境界付近の放射線量の上昇	
	02	—	—	SE02	B <sup>⑭</sup> P <sup>⑬</sup>	通常放出経路での気体放射性物質の放出	GE02	B <sup>⑬</sup> P <sup>⑫</sup>	通常放出経路での気体放射性物質の放出	
	03	—	—	SE03	B <sup>⑭</sup> P <sup>⑬</sup>	通常放出経路での液体放射性物質の放出	GE03	B <sup>⑬</sup> P <sup>⑫</sup>	通常放出経路での液体放射性物質の放出	
	04	—	—	SE04	B <sup>⑭</sup> P <sup>⑬</sup>	火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	GE04	B <sup>⑬</sup> P <sup>⑫</sup>	火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出	
	05	—	—	SE05	B <sup>⑭</sup> P <sup>⑬</sup>	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	GE05	B <sup>⑬</sup> P <sup>⑫</sup>	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出	
	06	—	—	SE06	—	原子炉外臨界事故のおそれ	GE06	—	原子炉外での臨界事故	
止める	11	AL11	P <sup>①</sup>	原子炉停止機能の異常のおそれ	—	—	—	GE11	P <sup>①</sup>	原子炉停止の失敗または停止確認不能
冷やす	21	AL21	P <sup>②</sup>	原子炉冷却材の漏えい	SE21	P <sup>①</sup>	原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能	GE21	P <sup>②</sup>	原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能
	24	AL24	P <sup>③</sup>	蒸気発生器給水機能喪失のおそれ	SE24	P <sup>②</sup>	蒸気発生器給水機能の喪失	GE24	P <sup>③</sup>	蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能
	25	AL25	P <sup>④</sup>	全交流電源喪失のおそれ	SE25	P <sup>③</sup>	全交流電源の30分以上喪失	GE25	P <sup>⑤</sup>	全交流電源の1時間以上喪失
	27	—	—	—	SE27	P <sup>④</sup>	直流電源の部分喪失	GE27	P <sup>⑦</sup>	全直流電源の5分以上喪失
	28	—	—	—	—	—	—	GE28	P <sup>⑧</sup>	炉心損傷の検出
	29	AL29	P <sup>⑤</sup>	停止中の原子炉冷却機能の一部喪失	SE29	P <sup>⑤</sup>	停止中の原子炉冷却機能の喪失	GE29	P <sup>⑧</sup>	停止中の原子炉冷却機能の完全喪失
	30	AL30	P <sup>⑥</sup>	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	SE30	P <sup>⑥</sup>	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	GE30	P <sup>⑨</sup>	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出
	31	AL31	B <sup>⑦</sup> P <sup>⑥</sup>	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ(旧基準炉)	SE31	B <sup>⑦</sup> P <sup>⑥</sup>	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失(旧基準炉)	GE31	B <sup>⑩</sup> P <sup>⑨</sup>	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出(旧基準炉)
	41	—	—	—	SE41	P <sup>⑩</sup>	格納容器健全性喪失のおそれ	GE41	P <sup>④</sup>	格納容器圧力の異常上昇
	42	AL42	P <sup>⑩</sup>	単一障壁の喪失または喪失の可能性	SE42	P <sup>⑫</sup>	2つの障壁の喪失または喪失の可能性	GE42	P <sup>⑪</sup>	2つの障壁の喪失および1つの障壁の喪失または喪失の可能性
43	—	—	—	SE43	P <sup>⑪</sup>	原子炉格納容器圧力逃し装置の使用	—	—	—	
閉じ込める	51	AL51	P <sup>⑦</sup>	原子炉制御室他の機能喪失のおそれ	SE51	P <sup>⑦</sup>	原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失	GE51	P <sup>⑩</sup>	原子炉制御室の機能喪失・警報喪失
	52	AL52	P <sup>⑧</sup>	所内外通信連絡機能の一部喪失	SE52	P <sup>⑧</sup>	所内外通信連絡機能の全て喪失	—	—	—
	53	AL53	P <sup>⑨</sup>	重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ	SE53	P <sup>⑨</sup>	火災・溢水による安全機能の一部喪失	—	—	—
	55	—	—	—	SE55	B <sup>⑮</sup> P <sup>⑭</sup>	防護措置の準備および一部実施が必要な事象発生	GE55	B <sup>⑮</sup> P <sup>⑭</sup>	住民の避難を開始する必要がある事象発生
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業所外運搬	—	—	—	XSE61	—	事業所外運搬での放射線量率の上昇	XGE61	—	事業所外運搬での放射線量率の異常上昇	
	—	—	—	XSE62	—	事業所外運搬での放射性物質漏えい	XGE62	—	事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい	
	—	—	—	XSE63	—	事業所外運搬の特定事象にかかる原子力緊急事態事象の発生	—	—	—	

網掛けした項目は、電離放射線障害防止規則第7条の2第2項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める事象(緊急時被ばく250mSvが適用される事象)を示す。